

平成 26 年 4 月 8 日

長岡京市長  
小田 豊 様

日本共産党長岡京市議会議員団  
団長 浜野 利夫

## 非婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用についての申し入れ

長岡京市政発展に対する小田市長のご尽力に、心から敬意を表します。

昨年 9 月 4 日最高裁大法廷の決定で、法律上結婚していない男女間に生まれた子どもの遺産相続分について、結婚している男女の子の半分とする民法は違憲であると判断しました。

決定の理由は「父母が婚姻関係になかったという子にとっては自ら選択する余地のない事柄を理由として、その子に不利益を及ぼすことは許されない」とするものです。この司法の決定を受けて昨年 12 月に民法が改正され、相続差別は解消されました。

寡婦控除は、所得税・住民税・ひとり親医療制度での課税や受給の算定にかかるもののほか、課税額が算定基準となっている保育料にも影響しており、控除があることで保育料の減免や軽減ができるようになっています。

経済的に厳しい母子世帯の中でも、さらに非婚の母子世帯は低い経済的状況にあります。結婚暦のあるなしで税額や保育料負担などに格差が生じることは、相続差別と同じく是正されなければいけません。

非婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用を求める世論の広がりの中で、保育料への「みなし適用」による減免や軽減措置は、新年度から始める自治体も含めて政令指定市で 19 市、政令指定市以外では全国で 60 を超える自治体を実施しています。京都府内では、宇治市が新年度から始まります。

男女共同参画社会をめざし、また「子どもを健やかに育てるまち」を宣言されている本市において、結婚暦の有無にかかわらず寡婦控除を適用されることは、本市の理念にも合致し、貧困から子どもを救い出すことにもつながります。

長岡京市におかれましても、非婚のひとり親に対する寡婦控除のみなし適用を速やかに行われますよう要望いたします。

以上